

守口市営住宅  
指定管理者募集要項

令和7年7月  
守口市

## 目次

	ページ
1. 守口市営住宅の指定管理者の募集	1
2. 募集の概要	1
3. 管理運営対象施設	1
4. 管理運営業務に関する事項	2
5. 施設運営経費	2
6. 募集の手順	4
7. 応募に関する事項	6
8. 審査及び選定に関する事項	8
9. 指定管理者指定後の手順に関する事項	10
10. 管理運営業務開始後の留意事項	11

## 1. 守口市営住宅の指定管理者の募集

守口市（以下「市」という。）は、公営住宅法及び住宅地区改良法に基づく市営住宅及び共同施設の管理業務について、地方自治法第244条の2第3項、「守口市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」（以下「条例」という。）及び守口市営住宅条例第56条第1項に基づき、守口市営住宅の指定管理者を以下のとおり募集します。

## 2. 募集の概要

### (1) 施設名称

守口市営住宅

### (2) 指定管理者の指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

### (3) 問合せ先

守口市都市整備部住宅まちづくり課

〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号

電 話 06-6992-1696（直通）

F A X 06-6992-1303

Eメール jyumachi@city.moriguchi.lg.jp

## 3. 管理運営対象施設

### (1) 設置目的

守口市営住宅条例第1条

「市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため、本市に市営住宅を設置する。」

### (2) 対象施設の概要（詳細は「守口市営住宅指定管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）

「資料1 市営住宅の概要」を参照）

守口市営住宅9団地670戸及び共同施設

ただし、1・4・9の市営住宅については、指定期間内の住替事業（耐震性のない団地や耐用年限を超えた団地に居住する入居者の安全性確保を目的とした事業）の進捗により、指定管理の対象から除外することがあります。また、2・3の市営住宅については、守口市営住宅集約最適化計画において用途廃止の検討対象となっているため、指定管理の対象から除外することがあります。これらの場合においては、協議により指定管理料を減額することとします。

	名 称	位 置
1	寺方団地	守口市南寺方北通2丁目9番
2	梶第二団地	守口市梶町3丁目38番
3	大久保団地	守口市大久保町4丁目36番
4	金下団地	守口市金下町1丁目7番9号

5	佐太団地	守口市佐太中町3丁目13番22号
6	佐太第一団地	守口市佐太中町7丁目14番
7	大宮団地	守口市大宮通3丁目9番11号
8	梶第一団地	守口市佐太東町1丁目9番、10番
9	日吉団地	守口市日吉町1丁目7番4号

※共同施設とは、市営住宅の入居者の共同の福祉のため、市が設置する児童遊園、集会所、広場、緑地、通路、駐車場等をいいます。

※管理戸数については、令和7年4月1日現在の状況であり、変動する可能性があります。

#### 4. 管理運営業務に関する事項

(1) 指定管理者が行う業務（詳細は仕様書を参照）

- 市営住宅の入居者に係る業務
- 市営住宅の家賃等に係る業務
- 一般管理に係る業務
- 施設の維持管理に係る業務
- その他の業務

なお、指定管理者が業務を一括して第三者に委託することはできませんが、一部の業務について市に書面で承諾を得たうえで委託することは可能です。

この場合、委託の相手方は守口市入札参加停止基準に基づく入札参加停止期間中の者、守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者であってはなりません。

(2) 管理事務所の所在地

指定管理者は、入居者等の利便性を確保するため、守口市役所本庁舎5階（詳細は仕様書「資料2 5F北フロア図」を参照。）に管理事務所を置き、窓口を設置するものとします。

(3) 開設時間及び開設日

窓口の開設時間は、午前9時から午後5時30分までとし、開設日は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日及び年末年始の指定された期間を除く。）とします。

ただし、これは最低限の基準を定めているものですので、他の時間等に業務を行う提案をすることは可能です。

また、指定管理者は、業務時間中、入居者の手続きや問合せ等に対応するため必ず管理事務所に常駐するとともに、災害や漏水等の緊急対応については、24時間365日対応可能な体制をとるようにしてください。

#### 5. 施設運営経費

本施設にあたっては、地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制度は導入しません。（家賃、駐車場使用料、共益費等については、市の収入となります。）

#### (1) 指定管理料

指定管理期間中の指定管理料の総額の上限は 287,171 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を参考価格として提案を求めます。なお、指定管理料については、令和 7 年 12 月に開催予定の市議会の承認を経て、市と指定管理者が締結する協定において確定するものであるため、提案額が必ずしも保証されるものではありません。

#### (2) 修繕費

修繕は指定管理者が行いますが、修繕により生じた更新施設等はすべて本市に帰属します。

実績が下回った場合はその差額を返納し、上回る場合は市と事前に協議した上、必要な場合は市から追加して支払います。なお、1 件当たり 20 万円を超える修繕については、市と事前に協議することとします。

仕様書「5 施設の維持管理に係る業務」中、「(2) 修繕に関する業務」のうち、「①ア 一般・緊急修繕」に係る費用は、指定管理料に含むものとします。

【年間 15,000 千円】

ただし、「①イ 空家修繕」に係る費用は、指定管理料に含めないでください。「①イ 空家修繕」に係る費用は、別途、守口市が毎年度予算の範囲内において、支払うものとしますので、収支計画表には計上しないで下さい。

#### (3) 指定管理料の支払い

指定管理者の請求に基づき、四半期毎に支払います。

指定管理料は、事業計画書における提示金額に基づき、年度毎に予算の範囲内で市と指定管理者との協議のうえ金額を決定し、年度協定に明記するものとします。

住宅使用料等は市の歳入として市に納付して頂きますので、指定管理者の収入とはなりません。

#### (4) 管理口座

経費及び収入は、指定管理者専用の口座を設けて管理して下さい。

#### (5) 市が支払う指定管理料を充てることのできる経費

##### ① 人件費

※人件費については、健康保険など各種社会保険に加入し、交通費、手当などは適正に支払うなど関係法令を遵守してください。

##### ② 事務費

③ 管理費（光熱水費、施設管理費等）等、仕様書に提示する施設の管理運営に必要な経費を充てることができます。

#### (6) 収入として見込まれるもの

##### ①市が支払う指定管理料

## ②自主事業で得た利益

### (7) 自主事業

指定管理者は、施設の設置目的に沿った内容の自主事業について、市の承認を得て実施することができます。

#### 【特に提案を求める内容】

入居者の高齢化及び今後の超高齢化社会を踏まえた福祉や生活の安定に関わる提案、入居者同士のコミュニティ形成についての提案等

<具体例>

- ・高齢者宅を対象とした見守りサービス
- ・高齢者、障がい者等への生活支援（電球交換、高所作業等の身の回りのサポート）
- ・居場所づくりや住民同士のコミュニティ促進のための交流イベントの開催、支援
- ・入居者向けの食料品・日用品等の商品販売による買い物支援（移動車両等での販売）
- ・入居者の生活や心身の状況の変化に応じた福祉専門機関（社会福祉協議会、地域包括支援センター等）へのつなぎ

※自主事業を実施する場合、市は、これにかかる経費を負担しません。応募者自ら財源を確保して実施して下さい。指定様式による収支計画の提案に当たっては、仕様書に提示する業務についてのみ経費を計上してください。

※自主事業で得た利益は、指定管理料の縮減につながるよう還元に努めてください。

※市の施策として、管理戸数の見直しを検討しているため、原則として、空き住戸の削減を目的とした提案は求めません。

### (8) 費用負担及びリスク負担

仕様書〈別表1〉【リスク分担表】記載のとおりとします。

## 6. 募集の手順

### (1) 募集及び選定の日程

次の日程を予定していますが、都合により変更する場合がありますので注意してください。なお、変更する場合は、事前に案内します。

項 目	期 間
募集要項配布期間	令和7年7月24日(木)～令和7年9月12日(金)
現地見学会申込期間	令和7年7月24日(木)～令和7年7月31日(木)
現地見学会開催日	令和7年7月28日(月)～令和7年8月8日(金)
質問受付期間	令和7年7月24日(木)～令和7年8月15日(金)正午まで
質問回答日	令和7年8月25日(月)
応募申請受付期間	令和7年9月1日(月)～令和7年9月12日(金)
1次審査結果通知	令和7年9月下旬

2次審査（応募者からのプレゼンテーション及びヒアリング）	令和7年10月上旬～中旬頃
候補者決定及び結果通知	令和7年11月上旬

## （2）募集手続きの詳細

### ①募集要項等の配布

期間：令和7年7月24日(木)から令和7年9月12日(金)まで  
守口市ホームページでダウンロードしていただけます。

### ②現地見学会の開催

開催日時：令和7年7月28日(月)から令和7年8月8日(金)の間のいずれか  
開催場所：大宮団地

申 込 先：守口市都市整備部住宅まちづくり課

申 込 書：参加申込書に必要事項を記入の上、Eメールにて、令和7年7月24日(木)から令和7年7月31日(木)午後5時30分まで（必着）に申し込んでください。

### ③募集要項に関する質疑

募集要項の内容等に関する質疑を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和7年7月24日(木)から令和7年8月15日(金)正午まで

受付方法：指定様式に質問の要旨を簡潔に記載し、Eメールにより送信して下さい。なお、電話、口頭での質問は受け付けません。

回答方法：令和7年8月25日(月)に、市ホームページにて回答します。

### ④応募申請の受付

受付日時：令和7年9月1日(月)から令和7年9月12日(金)午前9時から午後5時30分まで（時間厳守）

受付方法：持参により、申請書等の必要書類等を提出してください。

申請書を確認して受理を決定した後、郵送にて申請受理証を交付します。

受付場所：都市整備部住宅まちづくり課（守口市役所5階北側）

### ⑤審査

審査は外部委員を含む選定委員会（※）を設置して審査に当たります。詳細は「8. 審査及び選定に関する事項」のとおりです。

※選定委員会について

応募団体の中から指定管理者としてふさわしいと考えられる候補者を選定するため、守口市営住宅指定管理者選定委員会条例に規定する「守口市営住宅指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）にて審査を行います。

### ⑥応募団体からのヒアリング

選定委員会の判断により、全部又は一部の団体のヒアリングを実施する場合があります。

実施する場合は、事前に、対象団体に通知します。

### ⑦候補者の決定と審査結果の通知

審査結果は、指定管理者候補団体決定後、全応募団体へ郵送します。この通知書はあくまでも候補としての通知で、正式な決定は議会での承認後になります。

#### ⑧選定結果の公表

選定結果通知後に、下記項目を守口市ホームページにおいて公表します。

##### 【公表事項】

- (1) 候補者名
- (2) 全参加者の名称、定性的評価項目評価点、定量的評価項目評価点、総合評価点及び提示指定管理料
- (3) 委員の氏名等

## 7. 応募に関する事項

### (1) 応募者

#### ①応募資格

- ・応募できるのは、法人その他の団体（以下「団体」という。）に限ります。個人での応募はできません。
- ・以下の i) か ii) の事項のいずれかを、満たすことを条件とします。
  - i) 地方公共団体での公営住宅の管理の実績（履行中のものを含む。）を有すること。
  - ii) 申請時において、3年以上団体としての活動及び貸主との間で住宅の管理委託契約を履行中の賃貸住宅が500戸以上あること。

なお、複数の団体が共同して応募する（以下「共同応募」という。）場合は、各構成団体が貸主との間で住宅の管理委託契約を履行中の賃貸住宅の合計が500戸以上あること。

※住宅の管理とは、入居者の募集、入居、退去等の業務（契約や契約解除、敷金清算、鍵の受渡等）、家賃・共益費の徴収や滞納督促、入居者の苦情処理など、入居者に関する管理業務を行っている必要があります。建物・施設等の管理だけの場合は、住宅の管理に該当しません。

- ・緊急時その他の事態に対応可能な職員が常駐する事務所を、大阪府内に置いていることを条件とします。

なお、共同応募の場合は、1者以上の構成員が、緊急時その他の事態に対応可能な職員が常駐する事務所を、大阪府内に置いていることを条件とします。

#### ②共同応募

共同して応募することもできます。この場合、代表団体を定め、その団体が応募して下さい。応募以降の諸手続は、代表団体を窓口として進めることとします。

#### ③応募不適格団体

次のいずれかに該当する団体、又はその団体を構成員とする場合は応募できません。

- ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体（一般競争入札に参加できない団体又は本市から入札参加停止の措置を受けている団体）
- イ) 団体又はその従業員が、刑法第96条の6（公契約関係競売等妨害）又は第198条（贈賄）の罪により逮捕をされ、書類送検をされ、又は起訴されたときから2年を経過しない団体

- ウ) 団体又はその従業員が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反すると  
して、公正取引委員会から告発をされ、逮捕をされ、又は書類送検をされたときから2年を  
経過していない団体
- エ) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置  
を受けている団体又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる団体
- オ) 会社更生法又は民事再生法の適用申請をした団体（ただし、会社更生法における公正計  
画又は民事再生法における再生計画の認可を受けた団体を除く。）
- カ) 国税又は地方税を滞納している団体
- キ) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を  
取り消され、その取消の日から2年を経過しない団体
- ク) 宗教活動又は政治活動を目的とする団体

## (2) 応募書類

申請時に以下の書類をファイリングし、8部（原本及びその複写7部）提出してください。  
指定様式以外の書類は、全て「A4版縦使い、横書き、左綴じ」とします。

また、全頁PDF化したデータを格納したCD1枚を提出してください。

### ①指定管理者指定申請書（様式第1号）

共同応募の場合、併せて共同申請構成団体名簿（様式第1号-1）を提出してください。

### ②守口市営住宅指定管理者指定申請に係る誓約書（様式第2号）

共同応募の場合は、各構成団体がそれぞれ提出して下さい。

### ③住宅の管理運営等の状況（様式第2号-1）

### ④団体に関する書類

共同応募の場合は、各構成団体も以下の書類を提出して下さい。

ア) 団体の概要を分かりやすく説明した書類（様式任意）

イ) 申請日の属する事業年度の団体の事業計画書及び過去3ヵ年の事業報告書

ウ) 法人の場合

a. 法人の登記簿謄本及び印鑑証明

b. 定款又は寄附行為

c. 過去3ヵ年の納税証明書

・ 国 税 納税証明書 その3の3（法人税・消費税及び地方消費税）

・ 地方税 法人市民税（支店等が応募の場合は支店等にかかる証明書）

d. 過去3ヵ年の貸借対照表

e. 過去3ヵ年の損益計算書（販売費及び一般管理費の明細つき）又は収支計算書

f. 申請時における財産目録

g. 株式会社の場合は、過去3ヵ年の監査報告書（会計監査人がいる場合には、独立監査人の  
監査報告書。）

h. 会社概要（社員数を含む）

エ) 法人以外の場合

- a. 役員名簿
- b. 団体の規約等、運営の原則を定めた書類
- c. 申請書日の属する事業年度の収支予算書及び過去3ヵ年の収支決算書
- d. 代表者の過去3ヵ年の納税証明書
  - ・国 税 納税証明書その3の2（所得税・消費税及び地方消費税）
  - ・地方税 市民税

⑤施設運営に係る事業計画書及び収支計画書（様式第3号）

### （3）留意事項

#### ①重複参加の禁止

一つの団体が単独又は共同応募の構成員として、複数の応募に参加することはできません。

#### ②複数提案の禁止

応募団体は、この公募について一提案に限り応募することができることとします。

#### ③提案内容変更の禁止

一度提出された書類の内容は、変更することはできません。

#### ④誤り、虚偽の記載

応募書類に誤りがあった場合は、速やかに届出てください。提案内容に影響しない場合に限り、選定委員会開始時までは訂正を認めます。

申請書類に虚偽の記載があった場合は、発見時点で失格とします。

#### ⑤応募書類の取り扱い

応募書類は理由の如何を問わず返却はしません。

#### ⑥応募書類の開示

提出された応募書類について、公文書公開請求があった場合は、守口市情報公開条例に基づき取り扱うこととします。

この場合において、指定管理者に指定された団体の事業計画書及び収支計画書は、個人情報などを除き、原則公開することとします。

#### ⑦応募の辞退

応募申請後に辞退する場合は、理由を付した辞退届（様式任意）を提出してください。

#### ⑧共同応募の構成員の変更

共同応募の場合、申請後は理由無く代表団体及び構成団体を変更することはできません。

#### ⑨費用負担

応募に要する費用は応募者の負担とします。

## 8. 審査及び選定に関する事項

### （1）審査の基本的な考え方

指定管理者の選定にあたっては、応募内容を審査し、適格と認められる団体のうち、最も優秀と認められる計画を提案した者を候補者に、次順位の者を次点として決定します。

## (2) 1次審査

募集要項への適合について、事務局が審査し、結果及び2次審査日程について通知します。なお、不適合の場合は1次審査で失格とします。

## (3) 2次審査

1次審査を通過した団体は、プレゼンテーションを行い、選定委員会によるヒアリングが行われます。詳細は、1次審査結果の通知とともにお知らせします。

### 【評価項目】

次の①及び②の評価項目により総合評価（満点 200 点）します。ただし、事業運営が困難と判断される又は不相当と判断される事項があれば、不適合とすることもあります。

なお、参加者が1者の場合、①と②の合計点が、全配点の6割を下回った場合は、不適合とし、候補者として選定しません。

総合評価において、同点となった場合は、選定委員会で協議の上、決定します。

### ① 定性的評価項目（配点 120 点） 【全体の 60%】

評価方針 【配点】	評価項目	配点	内容
(I) 平等利用の確保、サービスの向上及び施設の設置目的を最大限に発揮することが図られているか。 【55点】	i 運営に関する基本方針	20点	運営方針が募集要項及び施設設置目的に適合しているか。
			応募団体としての社会貢献活動、環境活動及び法令遵守などの取り組みはあるか。
			自主事業について、事業が具体的であり、公益性があり、実現性はあるか。
	ii 利用の公平性確保	10点	平等利用・対応を担保する内容となっているか
			家賃の収納率向上・滞納整理に対して取組み内容が適切かつ具体的か。
			iii 利用者のサービス向上、利用ニーズの把握
望まれるサービス等の利用者の意向把握策があるか。			
高齢者及び障がい者等に適切な配慮がなされているか。			
(II) 施設の適切な維持管理が図られているか。 【45点】	i 施設、設備の維持管理計画	20点	施設の維持管理計画は適切かつ効率的か。
	ii 運営組織、人員配置、勤務体制	15点	組織体制は適切で、かつ職員の資格、技能、人数は整っているか。
			職員の指導育成、研修体制は十分か。
	iii 緊急時対応	10点	緊急修繕に関する取組体制は十分に確立されているか。
災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。			

(Ⅲ)事業計画に沿った施設管理を安定して行う能力を有するか。 【15点】	i 計画の実現性	10点	実現可能で、かつ適切な収支計画か。 施設運営を行うのに際し、十分な実績を有しているか。
	ii 団体の経営状況	5点	経営基盤に問題はないか。
(Ⅳ)その他管理に際して必要な事項 【5点】	i 人権の尊重、個人情報保護、市内人材の活用、障がい者等の雇用等	5点	人権の尊重、個人情報保護策は適切か。
			地元雇用の促進に対する取組みはあるか。
			高齢者、障がい者等の雇用の促進に対する取組みはあるか。

※様式に記述する際は、評価項目（団体の経営状況は除く。）の各内容について必ず具体的に記述するようにして下さい。

#### ②定量的評価項目（配点80点）【全体の40%】

指定期間を通じて、守口市が負担することとなる指定管理料の額を評価します。

評価方法は、最低提案額を満点（80点）とし、次順位以下は最低提案額に対する超過割合で減点します。なお、次順位の評価点の算出方法については、小数点第2位を四捨五入とします。

また、提案いただいた指定管理料が著しく低く、仕様を満たす管理が不可能と考えられる場合は不適格とする場合があります。

計算式	評価点 = 80点 - (提案額 - 最低提案額) ÷ 最低提案額 × 80		
計算例			
	最低提案額	100円	80点 ※満点を80点と仮定
	2位	110円	72点
	3位	120円	64点

#### (4) 指定管理者の指定

正式な指定管理者の指定には、地方自治法の定めによって市議会の承認が必要です。選定委員会からの結果報告の後、できるだけ早い議会で承認を求め、その後正式に通知する予定です。

### 9. 指定管理者指定後の手順に関する事項

#### (1) 協定の締結

##### ①仮協定

候補者選定後、速やかに仮協定を締結します。仮協定の内容は、正式な協定締結にむけて協議を進めるための合意です。

##### ②正式な協定

議会の承認後に指定管理者として指定するとともに、正式に協定を締結する予定です。協定

は指定期間を通じての合意事項にかかる「基本協定」と、各年度毎に締結する「年度協定」の2種類があります。

**【基本協定に規定する事項】**

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| ア) 指定期間        | イ) 地位の譲渡等の禁止    |
| ウ) 法令に従っての業務   | エ) 管理物件         |
| オ) 施設の改修       | カ) 備品等の貸与       |
| キ) 備品等の購入      | ク) 開業準備         |
| ケ) 事業計画書       | コ) 自主事業         |
| サ) 施設賠償責任保険の加入 | シ) 管理口座         |
| ス) 指定管理料（全期間）  | セ) 利用料          |
| ソ) 事業報告書の確認    | タ) 業務検査と改善指示    |
| チ) モニタリング      | ツ) 事故等への対応      |
| テ) 守秘義務        | ト) 個人情報保護       |
| ナ) 情報公開        | ニ) 文書管理         |
| ヌ) 業務の引継ぎ      | ネ) 備品等の引継ぎ      |
| ノ) 指定の取消し      | ハ) 原状回復義務       |
| ヒ) 損害賠償        | フ) 請求、通知等の様式その他 |
| ヘ) 疑義についての協議   |                 |

**【年度協定に規定する事項】**

各年度毎に異なる事項、例えば、個々の年度の指定管理料等です。

**(2) 指定管理者指定後の準備**

正式に指定管理者として指定した後、令和8年4月1日に業務を開始できるよう、施設運営管理の準備をしていただきます。指定団体が、団体内で進める準備の開始時期は、自らの判断に委ねますが、議会での承認前の準備行為については、不承認となった場合の危険負担は団体が負うものとします。

準備は直接の施設運営以外に、市の所管課への報告など付属業務の習得も必要になります。

準備にかかる費用は団体の負担とします。

現在の施設管理者との引継ぎについては、今後、時期、内容等について調整します。

**10. 管理運営業務開始後の留意事項**

**(1) モニタリングの実施**

「守口市指定管理者制度におけるモニタリング指針」に基づき、モニタリングを実施します。

**① 自己評価**

指定管理者は、施設利用者に対するアンケート調査を実施するなど、その事業達成度、

利用者満足度及び収支状況について分析・評価を行い、毎年度終了後、市に報告を行うものとします。

#### ② 市が行う確認・総合評価

市は、施設への立ち入りによる現地調査、月次事業報告書等により、指定管理者が実施する業務等の遂行状況を把握するとともに、必要に応じて指定管理者へ説明を求め、その内容を確認します。

#### ③ 第三者的評価

指定管理者の選定についての審査を行った指定管理者選定委員会が、自己評価、内部評価の結果を踏まえながら、指定管理業務が適正に行われているかについて、第三者の視点、客観的な視点から総合的に評価を行います。実施時期は、指定管理期間の2年目又は3年目とします。

### (2) 指定の取消

指定団体の業務が協定書及び仕様書に規定した内容を満たすことができない場合、また、指定団体の事情により事業の継続が困難になった場合等は、指定を取り消すことがあります。この場合、市に生じた損害は指定団体が賠償することとします。

### (3) 業務停止

指定団体が市長の指示に従わないとき等、管理運営を継続させることが不相当と判断した場合は、業務の全部又は、一部を停止させることがあります。

### (4) 原状回復

指定期間が満了したとき（指定期間の満了後引き続き指定管理者として管理に当たる場合を除く。）又は、指定を取り消されたときは、管理事務所とともに当該指定施設及びその設備を原状に回復していただきます。原状回復にかかる経費は指定団体の負担とします。

### (5) 事務の引継ぎ

指定団体が管理運営を継続しなくなった場合は、次期施設管理者が円滑に業務開始できるように事務を引継ぐものとします。

### (6) 目的外使用

市に許可なく施設を目的外に使用することはできません。

### (7) 関係法規の遵守

施設運営に当たっては、地方自治法をはじめとする関係法令、本市条例、規則を遵守してください。